

地域(亀山市)と連携の取れた三重県づくり

三重県議会議員 長田たかひさ 県政レポート！

所属委員会

- ・生活文化環境森林常任委員会 副委員長
(生活・文化部、環境森林部、労働委員会の所管及びこれに関連すること)
- ・予算決算常任委員会 委員
(予算、決算など県財政についての審査・調査)
- ・新エネルギー調査特別委員会 委員
(新エネルギー等に関する調査)

長田たかひさ事務所

〒519-0124
亀山市東御幸町233-2
TEL 0595-82-8700
FAX 0595-82-8775
ホームページ
<http://www.enjoy-nagata.jp/>



◇皆様のご意見をお聞かせ下さい！

○高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業

三重県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに対し、緊急防疫対策として、発生農場における殺処分等や制限区域内の消毒及び制限区域内の農場のウイルスの清浄性検査を実施するとともに、殺処分された家畜の手当金の交付や移動制限に起因する売り上げの減少等に対する助成などの補償、および、県内他農場での高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、初動防疫等を機動的に実施するための事業で、当初紀宝町で発生し、次に南伊勢町で発生したため、随時以下のように予算措置がされました。
総額2,555,570千円(人件費を除く)

表の単位(千円)	平成22年度補正予算 (補正第13号)	平成23年度補正予算 (補正第1号)	平成22年度補正予算 (補正第14号)	平成23年度補正予算 (補正第2号)
議決日	3月2日	3月16日	3月16日	3月16日
発生農場における殺処分等	65,966	53,216	474,280	420,095
消毒の実施	54,333	54,333	142,410	168,595
清浄性検査の実施	22,702	22,952		
殺処分・移動制限に係る 農家への補償	12,846	12,846	97,000	149,000
事務費	4,500	4,500	66,384	42,384
新たな発生に備えた対策費	145,345		689,430	-147,847
合計	305,692	147,847	1,469,504	632,227

※平成22年度補正予算(補正第13号)は、紀宝町(50,000羽規模)の対策費と同規模が平成22年度に発生した場合の対策費の合計

※平成23年度補正予算(補正第1号)は、紀宝町(50,000羽規模)と同規模が平成23年度に発生した場合の対策費

※平成22年度補正予算(補正第14号)は、南伊勢町(240,000羽規模)の対策費と同規模が平成22年度に発生した場合の追加対策費の合計

※平成23年度補正予算(補正第2号)は、南伊勢町(240,000羽規模)と同規模が平成23年度に発生した場合の追加対策費の合計

○東北地方太平洋沖地震に伴う三重県の対応と被災地への支援について

【三重県の対応】

被災した漁業経営の再生や漁場機能の早期回復のため、次の支援策を検討しています。

- ①被災漁業者に対する資金支援
被害を受けた漁業者の経営再建を図るため、運転資金や設備資金の借入に際した金利の軽減
- ②被災漁場復旧支援
地元自治体や漁業協同組合と連携し、定置網や養殖場で散乱した筏やアンカーの回収・撤去など漁場の復旧に向けた取組への支援
- ③国の激甚災害援助制度による支援
養殖施設等の災害復旧に対する国庫補助金の上乗せなどの制度による支援

【被災地への支援について】

- ①3月11日に緊急消防援助隊(消防)を派遣
 - ②3月11日に広域緊急援助隊(警察)を派遣
 - ③3月11日にDMAT(災害派遣医療チーム)を派遣
 - ④3月12日に防災ヘリを派遣
 - ⑤随時備蓄物資を提供
3月13日に毛布 2,500枚
3月15日に毛布20,360枚
- 以上3月15日現在



◇県政報告会を行っています！

第80回	1月 9日	菅内町公民館	第93回	2月12日	田村町公民館
第81回	1月 9日	和田団地集会所	第94回	2月13日	川崎地区コミュニティセンター
第82回	1月15日	小下町公民館	第95回	2月19日	井田川地区北コミュニティセンター
第83回	1月16日	井田川町公民館	第96回	2月20日	池山公民館
第84回	1月22日	和田町公民館	第97回	2月26日	辺法寺営農組合集会所
第85回	1月23日	川合町公民館	第98回	2月27日	太田営農研修センター
第86回	1月29日	東部地区コミュニティセンター	第99回	3月 5日	安楽公民館
第87回	1月30日	長明寺町集会所	第100回	3月 6日	徳原農事集会所
第88回	2月 2日	栄町公民館	第101回	3月12日	原尾自治センター
第89回	2月 4日	みずほ台集会所	第102回	3月15日	坂本生活改善センター
第90回	2月 5日	岩森公民館	第103回	3月19日	平尾自治センター
第91回	2月 6日	東野集会所	第104回	3月20日	上白木公民館
第92回	2月10日	能褒野町公民館	第105回	3月21日	小川生活改善センター



Ⅰ平成23年第1回定例会において策定及び改正された条例から

第1回定例会において、3条例が新規に策定され、21条例が改正されました。以下に、その主なものを掲載します。

①一部変更「特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」

行政委員の職務の性質及び職質を踏まえつつ、勤務実態を反映することができる報酬体系とするため、月額及び日額の併用により報酬を支給するよう改められました。

(主な改正内容) ・行政委員の報酬について、月額は現行月額に1/3を乗じて得た額に改め、日額は21,000円とする。
・今回の見直しにおいて、月額報酬については、現行の月額の1/3としているため、日額報酬については、常勤委員の報酬月額の上限663,000円に2/3を乗じたうえで、
常勤職員の平均勤務日数(21日)で除した額を参考としています。
 $663,000円 \times 2/3 \div 21日 = 21,047.6 \Rightarrow 21,000円$

	教育委員会		選挙管理委員会		人事委員会		労働委員会		
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	会長	公益委員	労使委員
岐阜県(平成22年11月現在)	189,200	163,400	189,200	163,400	189,200	163,400	189,200	163,400	146,200
静岡県(平成22年11月現在)	日額 38,900	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400	日額 35,400
愛知県(平成22年11月現在)	359,000	320,000	359,000	320,000	359,000	320,000	359,000	325,000	291,000
三重県(平成23年3月まで)	227,000	196,000	196,000	172,000	196,000	172,000	196,000	177,000	172,000
三重県(平成23年4月から)	月額 76,000	月額 65,000	月額 65,000	月額 57,000	月額 65,000	月額 57,000	月額 65,000	月額 59,000	月額 57,000
	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000



	監査委員		収用委員会		海区漁業調整委員会		内水面漁場管理委員会		公安委員会	
	委員	議員	会長	委員	会長	委員	会長	委員	委員長	委員
岐阜県(平成22年11月現在)	202,100	133,300	94,600	86,000	—	—	日額 15,000	日額 13,000	189,200	163,400
静岡県(平成22年11月現在)	※1 —	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400
愛知県(平成22年11月現在)	499,000	165,000	277,000	228,000	95,900	78,400	78,400	64,900	359,000	320,000
三重県(平成23年3月まで)	227,000	172,000	88,000	74,000	120,000	105,000	65,000	55,000	214,000	184,000
三重県(平成23年4月から)	月額 76,000	月額 57,000	月額 29,000	月額 25,000	月額 40,000	月額 35,000	月額 22,000	月額 18,000	月額 71,000	月額 61,000
	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000

※1 静岡県の監査委員の内、委員は常勤

②新規「三重県子ども条例」

◎三重県子ども条例案

子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、県民等及び市町の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進し、もって子どもの権利が尊重される社会の実現に資するためつくられました。(平成23年4月1日から施行)

【主な制定内容】

- (1) 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて基本理念を定める。

(2) 県の責務について、次のとおり規定する。

①子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定、実施

②様々な主体が行う取り組みへの支援

(3) 保護者、学校関係者等、事業者、県民等及び市町の役割を明らかにする。
- (4) 施策の基本となる事項について、次のとおり規定する。

①子どもの権利について学ぶ機会の提供

②子どもの意見表明機会の拡充、意見の尊重

③子どもの主体的な活動への支援

④子どもの育ちを見守り支える人材の育成等様々な主体による活動の促進に向けた環境整備

(5) その他、子どもからの相談への対応、広報及び啓発、調査、年次報告について規定する。